

報告第2

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年8月26日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

別紙

専 決 処 分 書

車両事故による和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年7月20日

白岡市長 藤井 栄一郎

- 1 事故発生日時 令和3年6月1日（火）午後3時頃
- 2 事故発生場所 白岡市篠津 [REDACTED]
- 3 相手方 白岡市 [REDACTED]
[REDACTED]
- 4 事故の概要 市職員が運転する公用車が、角地にある [REDACTED] 宅前を走行中に車両右側後部を内輪差により同宅の塀に接触したものである。
- 5 損害賠償額 49,500円